

■ 修景基準

1.建築物の外観の様式、材料及び色彩の基準

様式		材 料	色 彩	備考及び類するものの例	
名 称	屋 根 及 び 庇 壁 面				
平屋建町家	住居様式及び店舗様式 下屋付平屋建、切妻、入母屋、寄棟とし、平入り、妻入りとする。 (1)屋根、庇共に日本瓦葺で切妻、入母屋、寄棟とし、平入り、妻入りとする。但し、角地については、片入母屋とする。 (2)屋根勾配は、概ね2分の1勾配とし、日本瓦いぶし銀鼠瓦葺とする。 (3)屋根庇は、80 cm程度の出を基準とする。 (4)屋根、庇共に軒裏は、漆喰塗り、垂木及び野地板あらわしとする。 (5)軒樋、竪樋共に濃い茶系統とする。	(1)柱割付、付けなげし等、壁面を構成するものは、伝統的杵築の町家の形成にならうものとする。 (2)壁は、漆喰壁、プaster塗、又はこれらに類する仕上げとする。 (3)腰は、腰なげしを付け、その下部は、下見板張り、又は竪羽目板張りとする。 (4)開口部は、出格子、平格子、及び引込格子戸、引違い格子戸による。 (5)店舗様式については、町家風飾窓、及び茶系統アルミサッシ、腰高ガラス戸、引込格子戸、引違い格子戸による。 (6)建具(雨戸、戸袋も含む。)は、木製建具とする。但し、茶系統のアルミサッシも可能とする。 (7)妻側桁行で、前面道路から通常見渡せる部分については、上部は白壁、下部は板張りとする。	木部において、見掛り部分(柱、造作材、格子)等は檜類杉材とする。	木部は、生地仕上げ、灰墨入り紅柄仕上げ、又はこれらに類する色など落ち着きのあるものとする。	基礎、及び土間は、外部から見渡せる範囲に関しては、歩道と調和した材料、意匠とする。
2階(中2階)建町家	住居様式及び店舗様式 切妻、入母屋、寄棟とし、平入り、妻入りとする。 (1)屋根、庇共に日本瓦葺で切妻、入母屋、寄棟とし、平入り、妻入りとする。但し、角地については、片入母屋とする。 (2)屋根勾配は、概ね2分の1勾配とし、日本瓦いぶし銀鼠瓦葺とする。 (3)屋根は、60 cm、庇は80cm程度の出を基準とする。 (4)屋根、庇共に軒裏は、出桁、腕木、垂木、及び野地板あらわし、もしくは塗込みとする。 (5)軒樋、竪樋共に濃い茶系統とする。	(1)柱割付、付けなげし等、壁面を構成するものは、伝統的杵築の町家の形成にならうものとする。 (2)壁は、漆喰壁、プaster塗、又はこれらに類する仕上げとする。 (3)腰は、腰なげしを付け、その下部は、下見板張り、又は竪羽目板張りとする。 (4)1階開口部は、出格子、平格子、及び引込格子戸、引違い格子戸による。 (5)店舗様式については、町家風飾窓、及び茶系統アルミサッシ、腰高ガラス戸、引込格子戸、引違い格子戸による。 (6)2階(中2階)の開口部は、出格子、又は平格子あらわし、もしくは塗込みとする。 (7)袖壁を設ける場合は、基本的に漆喰塗込みとする。 (8)建具(雨戸、戸袋も含む。)は、木製建具とする。但し、茶系統のアルミサッシも可能とする。 (9)妻側桁行で、前面道路から通常見渡せる部分については、2階部は白壁、1階部は板張りとする。	木部において、見掛り部分(柱、造作材、格子)等は檜類杉材とする。	木部は、生地仕上げ、灰墨入り紅柄仕上げ、又はこれらに類する色など落ち着きのあるものとする。	基礎、及び土間は、外部から見渡せる範囲に関しては、歩道と調和した材料、意匠とする。

2.塀の外観の様式、材料及び色彩の基準

様式		材 料	色 彩	備考及び類するものの例	
名 称	屋 根 及 び 庇 壁 面				
塀	屋根付和風板塀 木造仕上げとする。 屋根は目板瓦葺とする。	竪羽目板張り、又は敷目竪板張りとする。	柱、造作材は檜類杉材とする。	木部は、生地仕上げ、又は古色仕上げとする。	基礎は、外部から見渡せる範囲に関しては、歩道と調和した材料、意匠とする。
	屋根小壁付和風塀 木造、又はコンクリートブロック造りとし、見掛けは木質真壁塗、又は白壁仕上げとする。 屋根は和瓦とする。(色は黒、又は灰色)	小壁は、漆喰塗、プaster塗、又はこれらに類する仕上げとし、腰なげしを付け、その下部は竪羽目板張り、又は下見板張りとする。	同 上	同 上	同 上
	屋根付和風塀 同 上	壁は、漆喰壁、プaster塗、又はこれらに類する仕上げとし、化粧土台は石、又は洗いだし仕上げとする。	同 上	同 上	同 上

3.車庫、付属建造物、設備機器等の外観の様式、材料及び色彩の基準

様式		材 料	色 彩	備考及び類するものの例	
名 称	屋 根 及 び 庇 壁 面				
車庫・付属建造物	構造は木造、コンクリートブロック、又は鉄骨造りとし、見掛けは木質真壁塗、又は白壁仕上げとする。 (1)屋根は、日本瓦葺とする。 (2)屋根の勾配は、概ね2分の1勾配とし、日本瓦いぶし銀鼠瓦葺とする。 (3)屋根、庇共に軒裏は、垂木、及び野地板あらわしとする。 (4)軒樋、竪樋共に濃い茶色とする。	(1)壁は、漆喰壁、プaster塗、又はこれらに類する仕上げとする。 (2)腰は、腰なげしを付け、その下部は下見板張り、又は竪羽目板張りとする。 (3)開口部は、平格子、及び茶系統のハンガードア、又はシャッターによって構成する。 (4)建具は、木製建具とし、板戸、及び格子戸とする。但し、平格子内の建具は、茶褐色・黒褐色系のアルミサッシも可能とする。	柱、造作材、格子は檜類杉材とする。	木部は、生地仕上げ、灰墨入り紅柄仕上げ、又はこれらに類する色など、落ち着きのあるものとする。	基礎及び土間は、外部から見渡せる範囲に関しては、歩道と調和した材料、意匠とする。
設備機器等		前面道路から通常見渡せる部分には設置しない。但し、やむを得ず設置する場合は、格子等で覆いをして、景観に調和したものとする。	格子は、檜類杉材とする。	同 上	防災設備は除く。

4.屋外広告物の様式、材料及び色彩の基準

屋外広告物	(1)デザイン、色彩、大きさ等は、歴史的なまち並みの景観に調和したものとする。尚、隠ぺいや修復もこの仕様に準ずる。 (2)2階の軒より低くし、建築物より前に設置しない。 (3)屋上の広告塔、窓面利用の広告、ネオンサイン、テント類は、設置してはならない。 (4)看板、のれん等は木材、布等の自然素材を用い伝統的なまち並みに調和したものとする。 (5)その他広告物も石、木材、布、漆喰、瓦等の自然素材を活用した仕上げを原則とする。
-------	---